

# 「安全神話」にもとづくエネルギー政策、教育政策の転換を求める ——原発事故における子どもの安全確保と教育保障要求を中心とする全教の見解

2011年6月21日

全日本教職員組合中央執行委員会

(1) 3月11日の東日本大地震と津波の際に発生した東京電力福島第一原子力発電所（以下、福島第一原発）の全電源喪失、炉心溶融（メルトダウン）、大量の放射性物質の外部放出という深刻な事故は、福島県民をはじめ広範な国民に極めて深刻な被害をもたらしています。歴代政府と電力会社が「安全神話」に固執し、安全対策を怠ってきたことに加え、今回の事故においても事故後の対応の誤りを重ねてきたことによるものであり、明らかな人災です。この原発事故によって、周辺地域は「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」として指定され、これらの地域にある99校（公立幼・小・中・高・特別支援学校など90校、私立幼・高9校、域内の児童生徒は約2万人）の閉鎖や児童生徒の県内外への「転校」、放射性物質の大量放出による周辺住民の避難生活と長期化、農産物や魚類、土壌の放射能汚染など、住民と子どもたちへの被害と影響は、広範囲にわたり甚大なものとなっています。さらに、いまなお事故収束の見通しも示されない中で、福島県民をはじめ広範な国民が不安と恐怖に陥らされています。東京電力と政府は、原発事故の情報をすべて公開し、科学者・技術者の総力を集めて、一日も早い事故収束への努力を傾注するとともに、放射能汚染から住民の健康を守る最大限の安全対策、避難を余儀なくされている住民の住居・生活・雇用の全面的補償、子どもたちの安全と教育の確実な保障などについて、抜本的な対策を緊急に講じるべきです。

(2) 緊急の対策が切実に求められているもとの、文部科学省（以下、文科省）は、4月19日、『福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について』を発表しました。「暫定的な考えその内容は、「年間20ミリシーベルト（mSv）までは安全、校庭の放射線量3.8マイクロシーベルト（ $\mu$ Sv）/時までは校庭使用は可能」と結論づけています。しかし、文科省は、放射線感受性が高い子どもの健康、将来にわたる影響をふまえ、子どもの被曝線量は可能な限り低くする立場から検討すべきであるにもかかわらず、原子力災害対策本部から示された「暫定的考え方」をそのまま福島県教育委員会に伝え、学校には結論だけを県教委経由で通知するという一方的な対応に終始しています。このことが、教職員や保護者の不信と疑問を広げる結果となり、福島県内では、教職員や保護者の意見をふまえ、多くの学校が3.8 $\mu$ Sv/h以下であっても校庭使用を制限するなどの安全対策をすすめる、自治体は校庭の放射線量を低減するために表土の除去にとりくんできました。

文科省は、地元のとりくみと世論に押されて、5月27日、県内の全学校に積算線量計を配布するとともに、「当面年間1mSvをめざす」として、「校庭の空間線量が1mSv/h以上の学校について、校庭の表土の除去を国の負担（第一次補正予算）で行う」などを内容とする『福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について』を発表しました。これは、全教や地元の教職員組合をはじめ、多くの県民や自治体が要求してきたことであり、子どもたちの安全対策の一步として当然の措置です。私立学校の校庭の表土除去への財政負担、1mSv以下の学校への措置などについても拡充する必要があります。

放射能汚染の被害と不安は、原発周辺地域にとどまらず、福島県内や近隣の都県はもちろん全国的な広がりとなっており、その対象も放射線量の測定、校庭使用、プールの使用など多岐にわたっています。子どもたちの安全確保を前提に、教育活動を保障できる条件を整えるとともに、学校施設内外の放射線量を引き下げるための抜本的な対策が求められます。

(3) 原発事故により多くの子どもたちが、長期にわたり住み慣れた生活と教育の場を奪われ、県内外に離散せざるを得ない異常な状況を早期に解決することが求められます。この間、全教は、文科省の「校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方」についての再検討を要求するとともに、学校施設内の放射線量を引き下げるための抜本的な対策、避難を余儀なくされた子どもをはじめ福島県の子どもの教育と生活を保障するための対策、子どもたちの教育を保障するための教職員の加配措置などを求めてきました。全国私教連は、5月23日、東北ブロックと共同で要請書を提出し、被害校舎等の復興補助率の引き上げ、被災生徒に対する救援対策、校庭表土の公費による除去などを要求しました。5月25日には、福島県立高教組が避難地域の組合員とともに東京電力本社との交渉をおこない、生徒の教育条件の保障、学校再開に向けて必要なあらゆる措置への全面的な補償などを要求しています。また、2011年3月卒業生に対する内定取り消しや入職時期の繰り延べを受けた高校生等の救済、7月1日に予定される来春卒業予定者に対する求人解禁を前にした就職保障なども重要な課題となっています。全教は、子どもの安全確保と就学保障を含む教育保障に必要な対策を全面的に実施することを強く要求し、引き続きとりくみをすすめます。

(4) 文科省は、前記の『暫定的考え方』を通知した翌日、教職員と保護者に向けて、『放射能を正しく理解するために 教育現場の皆様へ』を発表しています。これは、重大な放射能汚染の拡大のもとにあっても、なお「安全神話」に固執する文科省行政の無責任さを示した文書です。同文書では、体内に入った放射性物質はすでに「体外に排出されています」と言い切り、「積算100mSv以下では『発がん』の確率上昇は認められない」と述べるなど、内部被ばくや健康への影響がないかのように解説し、放射能汚染の影響を矮小化する議論に終始しています。科学的根拠を欠き、子どもたちや保護者、住民の不安に応えるものではありません。

また、学習指導要領の記述は少ないものの、学習指導要領解説「火力発電所や原子力発電所においては環境に配慮していることや安全性の確保に努めていることについて取り上げることも考えられる」(小学校社会科編)とされています。解説書と同様の記述は中学校や高校にも見られ、教科書、副教材などを通じて「安全神話」の浸透が図られる仕組みがつくられています。国会でも取り上げられ、即日文科省のホームページから削除された副読本『わくわく原子力ランド』(小学生)、『チャレンジ!原子力ワールド』(中学生)はその象徴ともいえるべきものです。これらの副読本では、「原子炉は放射性物質を閉じ込める五重のかべで守られている」「大きな地震や津波にも耐えられるよう設計されている」とポイントを示し、津波対策について「発電所の機能がそこなわれないよう、想定されることよりもさらに十分な余裕を持つように設計されています」とまで書かれています。

また、国の補助金事業として「原子力・エネルギーに関する教育支援事業」を推進し、福島第一原発事故の後にも原発関連施設見学を促す通知が発出されるなどの事態が続いています。文科省は、ただちに副読本を回収し、その内容を抜本的に改めるとともに、原発推進を目的とした補助金事業を廃止すべきです。

(5) 今回の福島原発事故は、原子力発電に「絶対安全はない」ことを事実でもって国民の前に明らかにしました。世界有数の地震・津波の国である日本に原発を建設すること自体の危険性や原発が作り出す莫大な放射性物質や使用済み核燃料を処理する技術が確立されていないことも明らかにになりました。この事態が、ドイツやイタリアで原発からの脱却をめざす新しい政治の流れを作り出しています。原発依存のエネルギー政策から脱却し、自然エネルギーへの抜本的な転換をすすめることは、国民的な緊急の課題となっています。全教は、政府と電力業界に対して、計画中の原発の建設の中止と現存する原発を早急に廃止することを要求し、期限を切ったプログラムの作成と実施を強く求めます。同時に、「安全神話」にとらわれた文科省施策の抜本的な転換を要求し、とりくみをすすめる決意です。

以上